

(記載例)

令和 8 年 9 月 18 日

秋田森林管理署長 殿

申請者 住所 秋田県秋田市秋田町字秋田 72
氏名 春夏大学 秋冬学部
正月学科 秋田 秋太郎
連絡先 080-0000-0000
Mail:akita@aabb.co.jp

高山植物等採取申請書

下記のとおり、国有林野において高山植物等を採取したいので、申請します。

記

- 1 採取場所

秋田県秋田市 大字 字 国有林 林班 小班ほか
(別紙図面のとおり)
- 2 採取目的

学術研究のため (詳細は別紙のとおり)
- 3 採取植物の種類

〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
- 4 採取必要量、その理由及び採取により予想される植生への影響

1 種につき枝先から 2 ～ 3 個採取、5 個体 × 4 種。
成木の枝先であり、少量のため植生への影響は小さいと考えられる。
- 5 採取期間

自 令和 8 年 10 月 1 日 至 令和 8 年 10 月 4 日 (うち 1 日)
- 6 採取者

☐ 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校において植物を研究する職員

☒ 大学の学生で植物学を修習する者

☐ 植物学を専門に研究する者

※該当するものに☒を記入して下さい。

国有林名等が分からない場合は空欄で可。
図面で場所を特定出来次第入力。

7 誓約事項

- (1) 高山植物等の採取に当たっては、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続を行います。
- (2) 採取を行う具体的な日時は、事前に森林管理（支）署へ連絡します。
- (3) 採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意します。また、植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えます。
- (4) 採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所とします。
- (5) 国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理（支）署職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付します。
- (6) 別紙、入林に際しての遵守事項を遵守します。

別紙遵守事項の
添付を忘れず
に。

8 添付資料

- (1) 採取者の資格が分かる証明書及び採取計画（目的の詳細）が分かる資料（森林管理（支）署が必要と認める場合に限り）
- (2) 採取者名簿（申請者の他に採取者がいる場合に限り。）
- (3) 自然公園法第 20 条第 3 項又は第 21 条第 3 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。）
- (4) 種の保存法第 10 条第 1 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。）
- (5) 森林法第 34 条第 2 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。）
- (6) 文化財保護法第 125 条に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。）
- (7) 自然環境保全法第 17 条第 1 項ただし書きに規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。）
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。）